

青森県における地方議会調査

佐々木 純一郎[※]・橋田 誠^{※※}

・解説

今回の調査は2016年6月、橋田より佐々木に青森県議会議員に対するアンケート調査が提案されたことを契機とする。橋田の提案に対し、佐々木は、議員アンケートでは一般的回答が多くなると予想されることから、青森県および県内市町村の議会事務局の調査について提案した。周知のように、地方議会の役割が再認識される中、議会活動を支える議会事務局の役割が重要視されている。今回の調査は、青森県議会事務局および青森県企画政策部市町村課への佐々木と橋田によるインタビュー調査（2016年8月29日実施）、そして同市町村課の協力による青森県内市町村議会事務局へのアンケート調査の2つの部分から構成されている。佐々木が全体の総括を行ったが、橋田が単独で調査記録をとりまとめた。なお調査の性格上おこりうる誤りは、著者2名にある。あわせて協力いただいた関係各位には特に記して謝意を表したい。

・青森県における地方議会調査結果の概要

1 青森県議会事務局ヒアリング調査

(1) 調査期間

2016（平成28）年8月29日

(2) 調査対象

青森県議会事務局（総務課・議事課・調査課）

(3) 調査担当者

弘前大学大学院地域社会研究科 教授 佐々木純一郎

弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員 橋田 誠

(4) 調査内容

①議会の公開について【調査課】

○常任委員会等のネット公開の有無について

→本会議インターネット公開（平成15年10月運営委員会決定）、予算特別委員会（平成25年9月運営委員会決定）、常任委員会是非公開

○議事録のネット公開の範囲について

→本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会などインターネットで公開

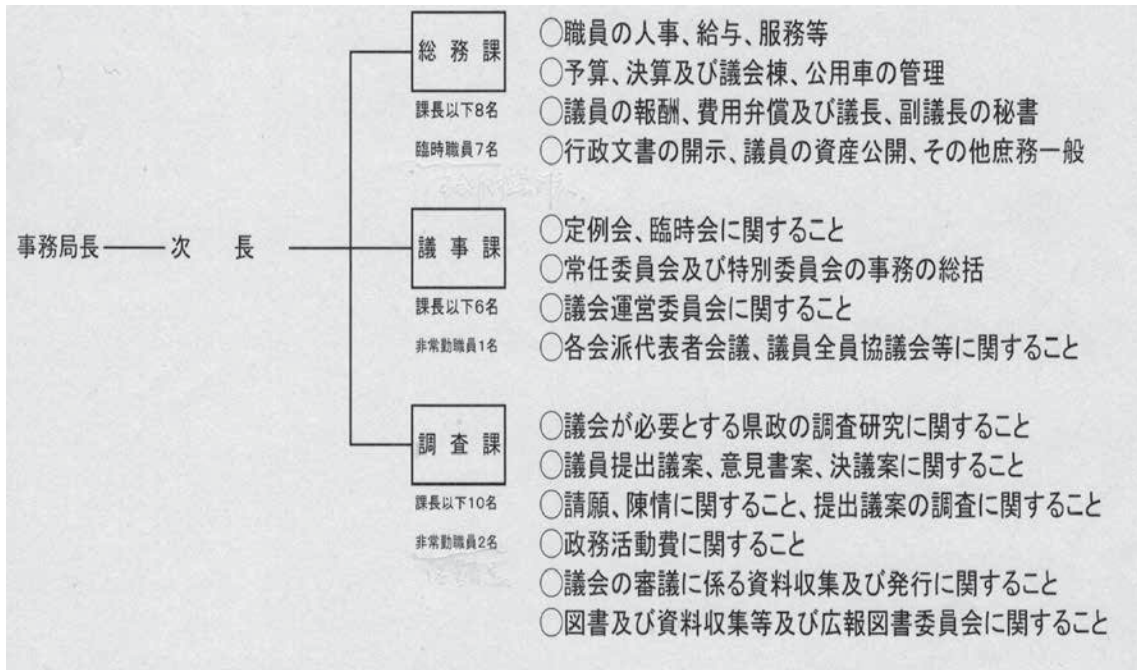
○議案の公開方法について

→議会図書館での閲覧により公開

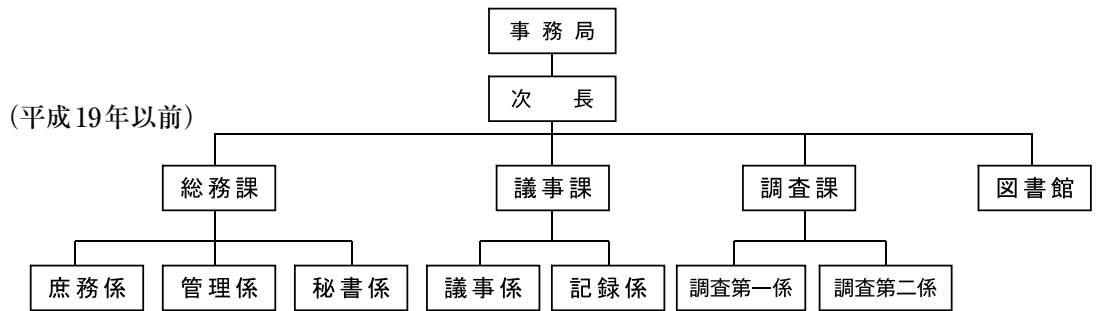
※ ささきじゅんいちろう 弘前大学大学院地域社会研究科 教授

※※ きつたまこと 弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員

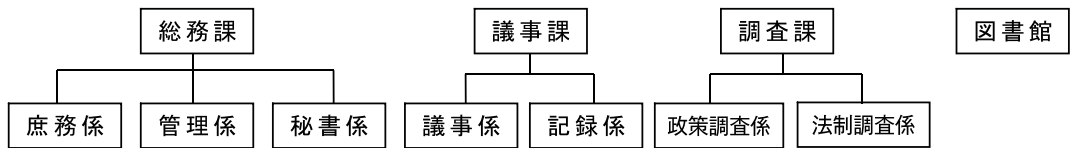
- 政務活動費の公開方法について
 - 青森県政務活動費の交付に関する条例に基づき収支報告書、支出証明書、領収書の写しを閲覧に供する。さらに、インターネットで議員ごとに公開（領収書の写し除く）
- 表決した議案に対する賛否の公開
 - 定例会ごとにインターネットで公開
- ②議会の住民参加について
 - 参考人制度の活用状況【調査課】
 - 「原子力・エネルギー対策特別委員会」が9回。（平成21年度～平成26年度に日本原燃株式会社代表取締役社長などを参考人招致）。「新幹線・鉄道問題対策特別委員会」が平成24年度に1回。
 - 議会報告会の開催有無【調査課】
 - 実施していない。議会基本条例制定の際に議論されたが、明文化しないことを決定。平成27年9月から広報誌（県議会だより）を発行。
 - 特定団体や関係者との意見交換会について【調査課】
 - 青森県看護協会との意見交換の実施（毎年）、その他県内商工団体との意見交換の実施あり
- ③議会の運営について
 - 本会議での一問一答方式の採用の有無【議事課】
 - 平成23年2月の定例会で提案、質疑の一問一答方式を実施。一般質問については、議会運営委員会で検討中。
 - 執行部の反問権の採用有無【議事課】
 - 議会基本条例第9条に規定あり（参考：「知事等は、本会議又は委員会における質問および質疑に対して、議長又は委員長長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問および質疑の趣旨を確認することができる。」）ただし、本会議では採用実績なし。
 - 議長の在任期間【議事課】
 - 地方自治法上の任期は4年だが、昭和46年以降は任期中に3名が議長に在任。
 - 政策条例の議員提案数・可決数
 - 議員提案の理念条例は6件提案、5件が可決
- ④議会基本条例の制定までの経過
 - 平成24年3月に、議会改革検討委員会の中に議会基本条例作業部会を設置。以後作業部会を16回開催。その間に勉強会、他県調査（大阪府、三重県、奈良県）、パブコメを実施。平成24年6月28日に条例可決。（詳細は青森県議会HP参照）
- ⑤これまでどのような事務局機能の強化を図ってきたか
 - 現在の議会事務局の組織（平成28年4月1日）



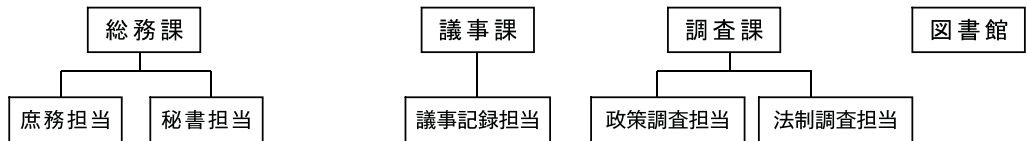
○議会事務局の組織の変遷



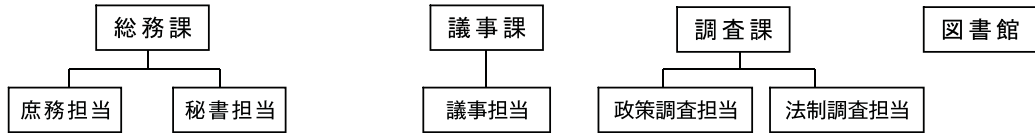
(平成19年4月)



(平成21年4月)



(平成22年4月)



(平成23年4月～)



○人員体制の推移

(人)

	H元	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
定数	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	27	27	27	27	27	27
現員	37	37	35	34	32	31	30	30	27	24	24	24	25	24	25	25	26
局長 次長 除く	総務	18	18	16	16	14	13	13	10	8	8	8	8	8	8	8	8
	議事	8	8	8	7	7	7	7	6	6	6	5	6	6	6	6	6
	調査	7	7	7	7	7	7	6	7	7	8	9	9	8	9	9	10
	図書	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	—	—	—	—	—	—
定数外	10	10	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	10

← 行政改革計画期間 → ← 行財政改革計画期間 → ← 行財政改革計画期間 →

(資料：青森県議会事務局提供資料から抜粋)

(5) まとめ

2012年に日本経済新聞社産業地域研究所が47都道府県議会を対象に実施した議会改革度に関する調査によると、青森県は36位と下位グループに属していると指摘されている。

しかし、今回の調査で明らかになったことは、地方行革の進展で議会事務局機能が縮小されてきた中であっても、2012年3月から議会基本条例制定の検討を開始し、同年6月には条例を可決する。この時期を前後して、緩やかにではあるが改革志向が進んできたということである。特に、2015年7月から広報誌（県議会だより）を発行するなど、県民向けの議会報告などの広報も充実してきている。

今回の調査を契機に、青森県の実態に即した議会機能の強化に向けた改革動向を、引き続き注視していきたい。

2 青森県内市町村議会機能のあり方に関する実態調査

(1) 調査期間

2016（平成28）年9月

※実態調査の実施に先立ち、2016（平成28）年8月29日、青森県企画政策部市町村課に、調査項目について、インタビュー調査を実施。

(2) 調査対象

青森県内市町村議会（40市町村議会事務局）

(3) 回答数

40市町村（回答率100%）

(4) 調査担当者

弘前大学大学院地域社会研究科 教授 佐々木純一郎

弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員 橘田 誠

(5) 調査協力

青森県企画政策部市町村課

(6) 調査項目

①議会の公開について

- ・議会本会議のネットなどによる公開の有無と方法
- ・議会本会議と委員会の議事録ネット公開の有無と範囲
- ・議案の公開方法と時期
- ・政務活動費について
- ・議決した議案に対する賛否の公開について

②議会の住民参加について

- ・参考人制度の活用回数について
- ・議会報告会開催規程と議会報告会開催の有無
- ・特定団体や関係者との意見交換会について

③議会の運営について

- ・本会議での一問一答方式について
- ・執行部の反問権について
- ・議長の通常の在任期間について
- ・政策条例の議員提案について
- ・議会基本条例の制定について

④これまでの議会事務局機能の強化策

⑤議会の基礎データ（議員定数・女性議員数・事務局職員数）

(7) 調査結果

1) 議会の公開について

①議会本会議のネットなどによる公開の有無と方法

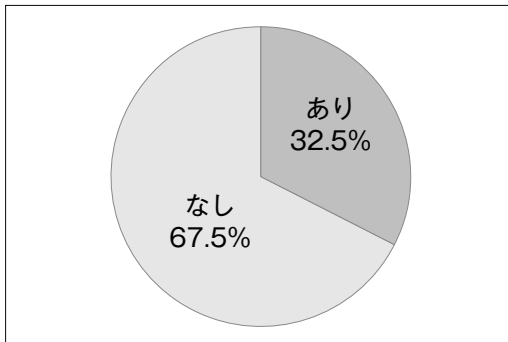
議会本会議において、ネットなどの公開をどのような形で行なっているかをたずねた。設問

では、その他回答が27議会（67.5%）に上ったが、これら27議会は、現時点でネット公開そのものを行っていないかった。

ただし、このうち公開を導入予定が1議会あったほか、FMによる公開（1議会）、庁内放送で公開（1議会）、本会議の音声録音の上、全戸に配布している告知端末により配信（1議会）といった回答もあった。

ネット公開を現時点で行っている議会は13議会（約3割（32.5%））である。13議会の公開方法をみると、複数回答であるが、ネット同時中継が最も多い7議会で、次いで、ネット録画中継が6議会、有線テレビ同時中継、有線テレビ録画中継がそれぞれ4議会であった。

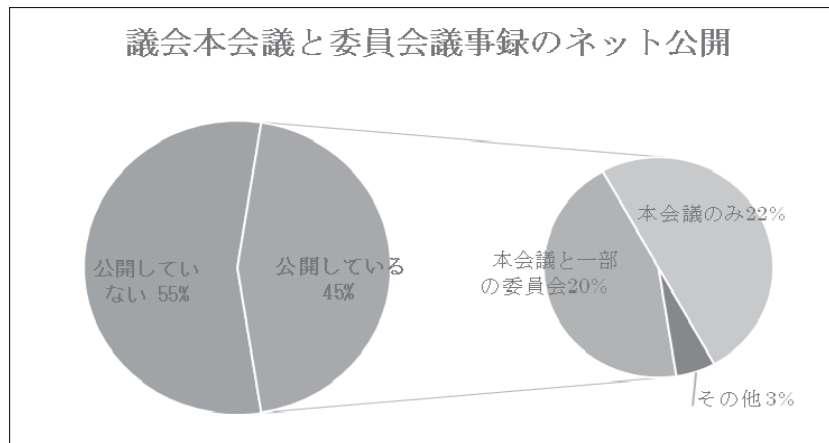
《ネット公開の有無》 公開は32.5%



(件)	
1	ネット同時中継 7
2	ネット録画中継 6
3	有線テレビ同時中継 4
4	有線テレビ録画中継 4

②議会本会議と委員会の議事録のネット公開の有無と範囲

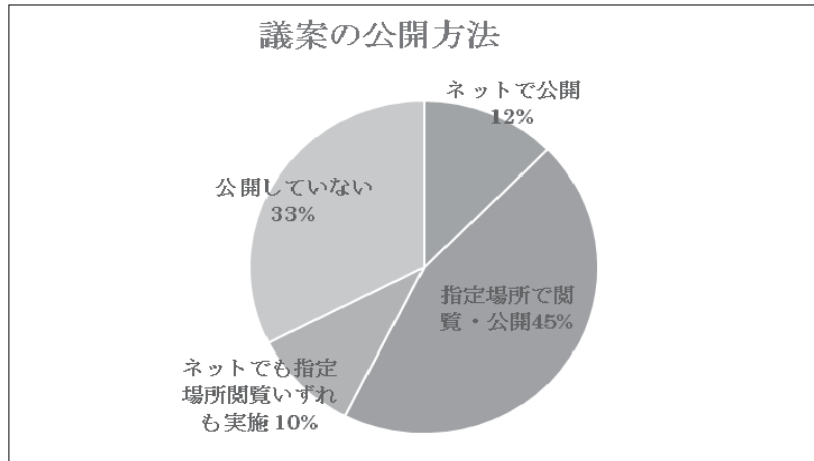
議会本会議と委員会の議事録をネットで公開しているかをたずねた。公開していない議会が55%（22議会）で、公開している議会の45%（18議会）を上回っている。公開している18議会については、本会議のみの公開が9議会（22%）で、本会議と一部の委員会の公開が8議会（20%）、その他（本会議と委員会の審査部分）が1議会（3%）であった。



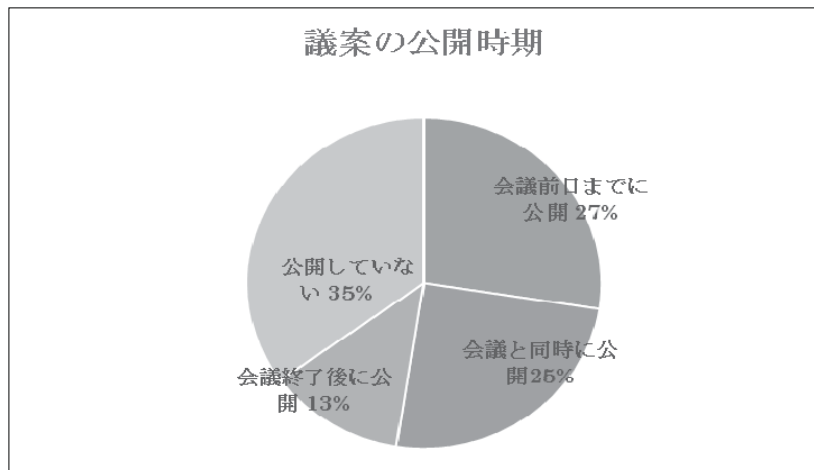
③議案の公開方法と時期

議案の公開方法と時期についてたずねた。

まず、議案の公開を行っている議会は27議会（67%）で、議案の公開を行っていない議会は、13議会（33%）であった。公開方法は、指定場所で閲覧・公開が18議会（45%）で一番多く、次いで、ネットで公開が5議会（12%）、ネット、指定場所いずれも公開が4議会（10%）であった。



公開の時期については、会議前日までに公開が11議会（27%）で、次いで、会議と同時に公開が10議会（25%）、会議終了後に公開が5議会（13%）であった。

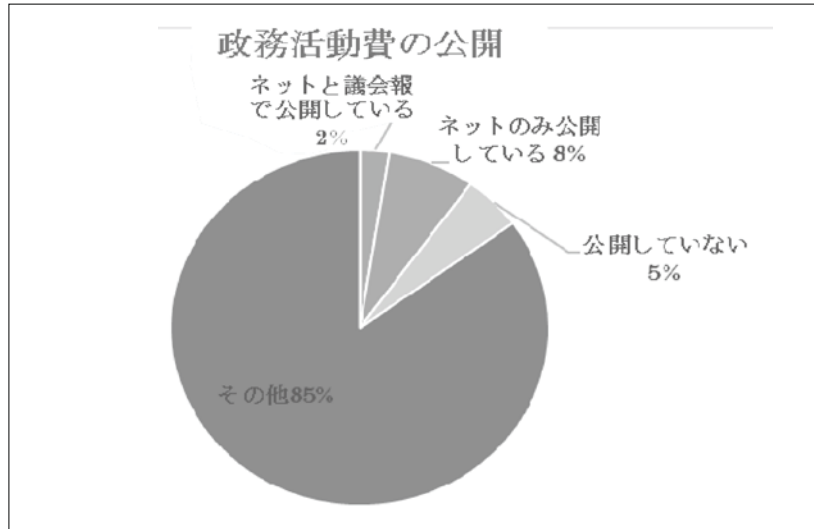


④ 政務活動費について

政務活動費についてたずねた。青森県内市町村議会40議会のなかで、政務活動費がない議会が34議会（85%）であった。

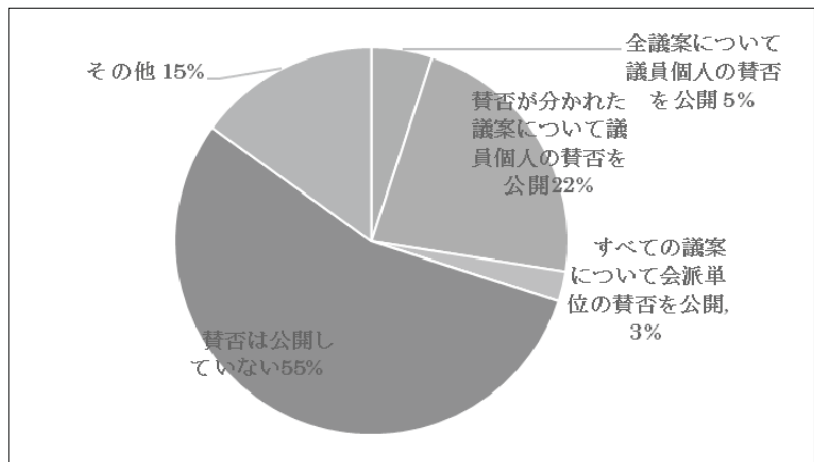
政務活動費のある6議会（15%）は全て人口規模の多い市議会で、政務活動費のある全ての議会が政務活動費の領収書を含む収支報告書を閲覧できると回答した。

また、政務活動費のネット等の公開については、ネットのみの公開が3議会（8%）、ネットと議会報で公開が1議会（2%）でネットや議会報では公開していない議会が2議会（5%）であった。



⑤ 議決した議案に対する賛否の公開について

議決した議案に対する賛否の公開についてたずねた。まず、賛否を公開していない議会が22議会（55%）で一番多く、次いで、賛否が分かれた議案について議員個人の賛否を公開しているが9議会（22%）、全議案について議員個人の賛否を公開しているが2議会（5%）、全ての議案について会派単位の賛否を公開が1議会（3%）、その他が6議会（15%）であった。このうち1議会は賛否の事例がなく、5議会は賛否の数のみ公開と回答した。

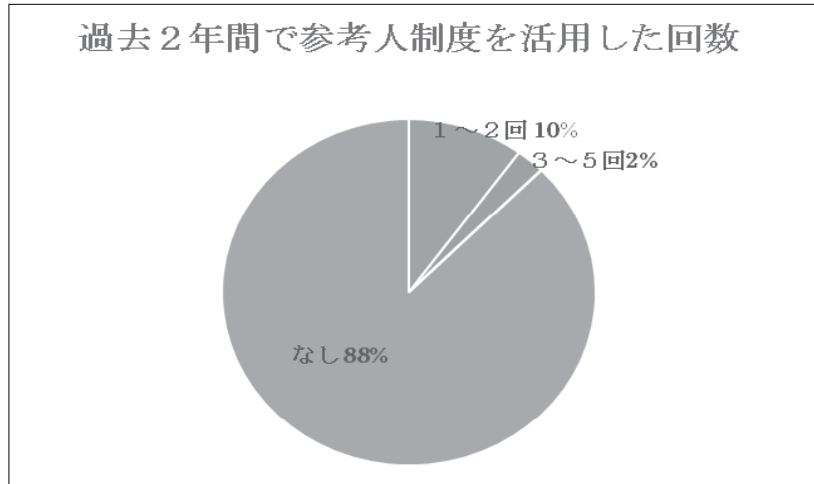


2) 議会の住民参加について

① 参考人制度の活用回数について

過去2年間で、参考人制度を活用した回数をたずねた。参考人制度を2年間で活用した議会は5議会（12%）、活用していない議会が35議会（88%）であった。

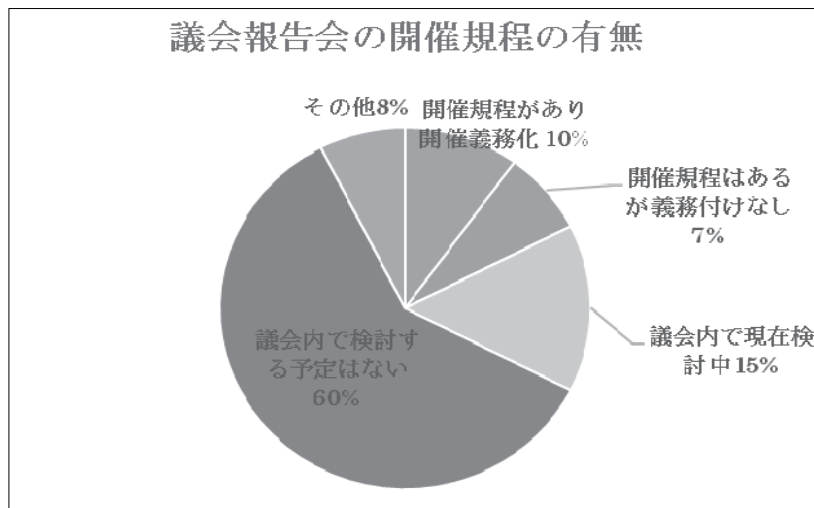
活用回数については、1～2回が4議会（10%）、3～5回が1議会（2%）であった。



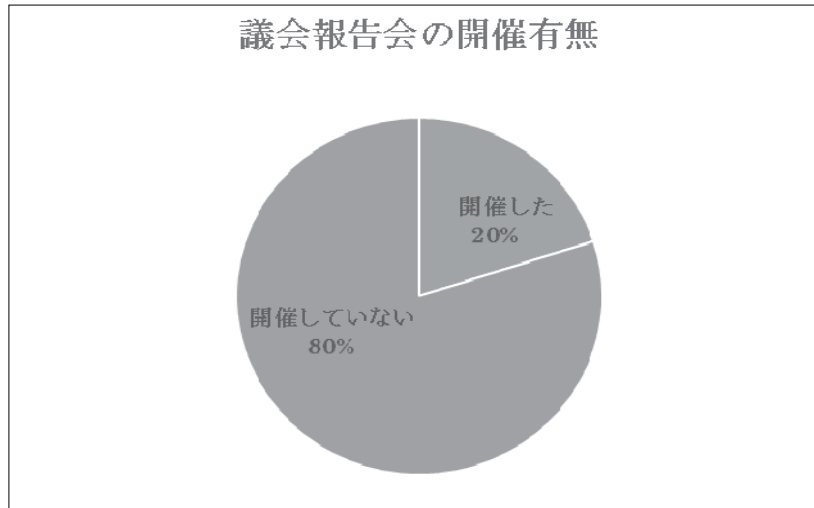
②議会報告会開催規程と議会報告会開催の有無

議会報告会の開催根拠となる条例・規則等の規程の有無と議会報告会開催の有無について、たずねた。

まず、議会報告会の根拠となる条例・規則等の開催規程の有無については、開催規程があり開催を義務化している議会が4議会（10%）、開催規程はあるが、義務付けがない議会が3議会（7%）、議会内で開催規程を検討中の議会が6議会（15%）であった。その他は、議会基本条例で義務化（1議会）、実施要項を定めたが実施していない（1議会）、議会のあり方に関する検討委員会設置要綱内において所管事項とした（1議会）と回答した。開催規程の検討予定がない議会は24議会（60%）で、最も多かった。



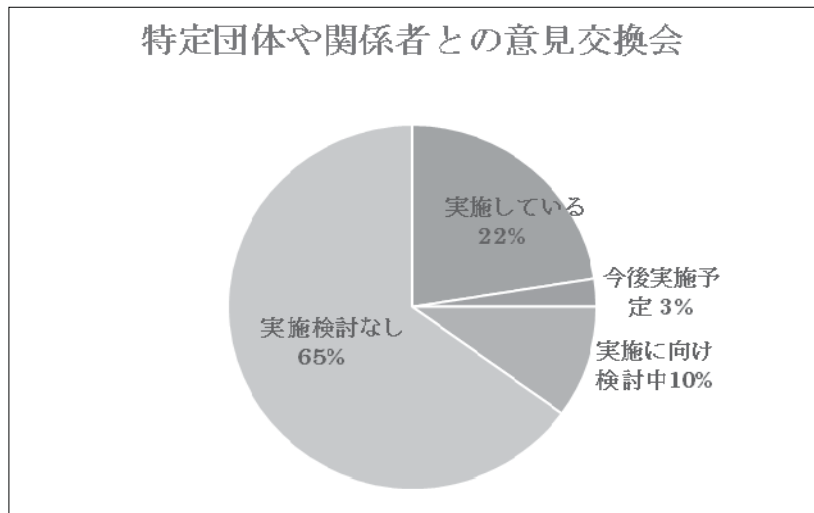
次に、平成27年度に議会報告会を開催した議会は、8議会（20%）で、県内の市町村議会の8割にあたる32議会は、議会報告会を開催しなかった。



③特定団体や関係者との意見交換会について

特定団体や関係者と議会の意見交換会について、たずねた。

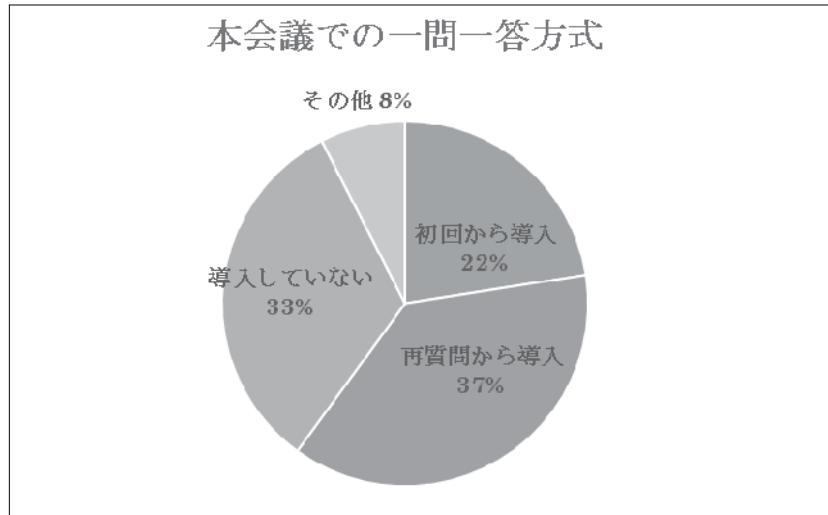
意見交換会を実施している議会は、9議会（22%）で、実施に向けて検討中の議会が4議会（10%）、今後実施する予定の議会が1議会（3%）であった。意見交換会の実施について検討していない議会は26議会（65%）であった。



3) 議会の運営について

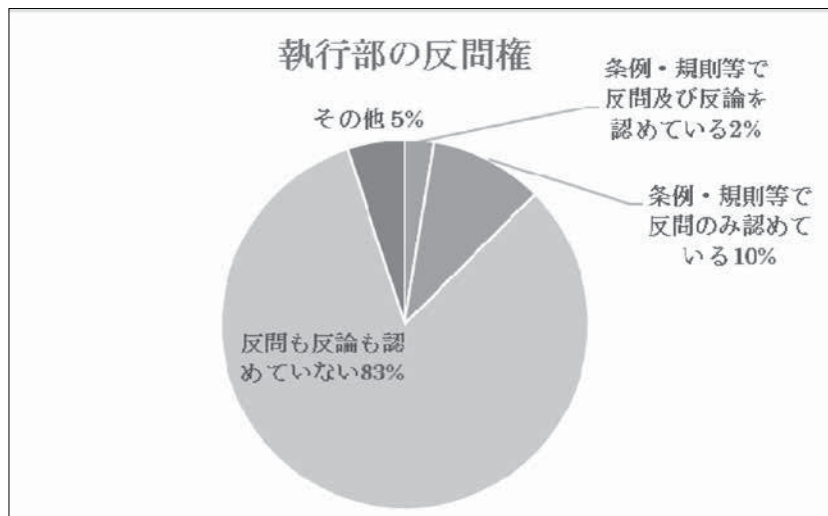
①本会議での一問一答方式について

本会議での一問一答方式の導入についてたずねた。再質問から導入している議会が15議会（37%）で最も多く、次いで初回から導入している議会が9議会（22%）、その他の議会が3議会（8%）、導入していない議会が13議会（33%）であった。



②執行部の反問権について

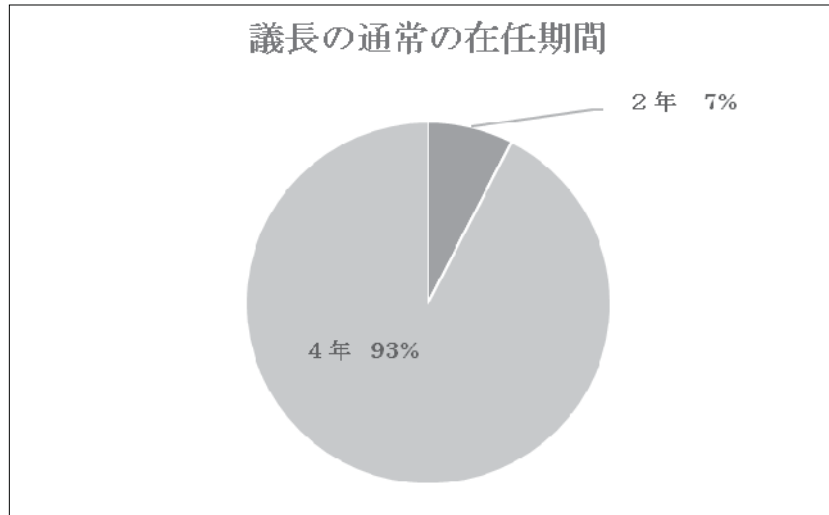
執行部の反問権についてたずねた。執行部の反問も反論も認めていない議会が最も多く33議会（83%）であった。条例・規則等で反問、反論を認めている議会は1議会（2%）で、条例・規則等で反問のみ認めている議会が4議会（10%）であった。その他は2議会（5%）で、「質問の趣旨、内容確認の反問を条例で認めている」（1議会）、「条例で趣旨確認の反問のみ認めている」（1議会）であった。



③議長の通常の在任期間について

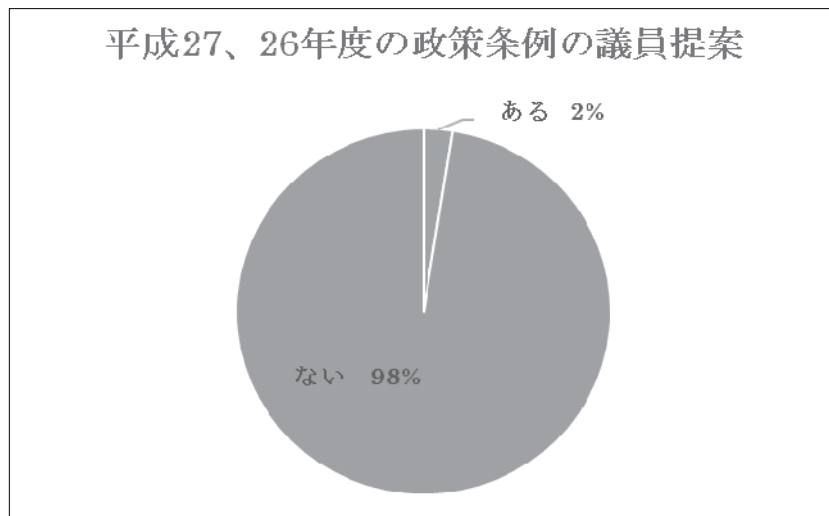
議長の通常の在任期間をたずねた。地方自治法では、「普通地方公共団体の議会の議員の任期は4年とする」（93条第1項）と規定され、「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」（103条第1項）と規定されている。地方議会の中では、慣例的に議長の任期を4年よりも短くしているところもある。

今回のアンケート結果では、県内市町村議会の37議会（93%）が4年と回答し、2年と回答した議会が3議会（7%）であった。



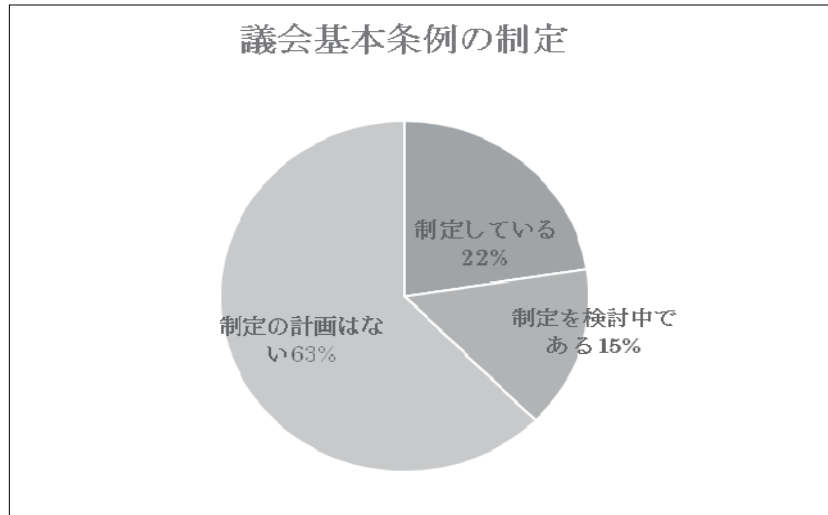
④政策条例の議員提案について

平成26、27年度における政策条例の議員提案の有無をたずねた。2年間で議員提案があった議会は、県内で、わずか1議会（2%）であった。



⑤議会基本条例の制定について

議会基本条例の制定状況について、たずねた。議会基本条例を制定している議会は、9議会（22%）で、次いで、条例制定を検討している議会が6議会（15%）であった。条例制定の計画がない議会は、25議会（63%）であった。



4) これまでの議会事務局機能の強化策

これまでの議会事務局機能の強化策について、記述式でたずねた。無記入あるいは変化がないとの回答が過半数を超えたが、記述回答があった主なものとしては、①職員増など体制の強化、②研修等への参加など事務局職員の資質向上策、③その他（議会基本条例への記載など）であった。以下に主な回答内容を記載する。

①職員増など体制の強化

- ・議長会会長市業務のため職員を1人増員して対応。予算決算常任委員会のインターネット中継開始などの業務が増えることから非常勤嘱託員を1人増員した。
- ・平成28年度の人事異動により、職員数が1名増となった。

②研修等への参加など事務局職員の資質向上策

- ・議会事務局職員の資質向上のため、各種研修会等に参加（1人年1回を目途）している。
- ・各種研修会への参加や、意見交換会を開催している。
- ・職員の主体性を重んじながら、臨機応変に対応している。
- ・議会及び職員をサポートする議会事務局職員の能力強化を目的として議会運営サポートノウハウ等の伝承を行っている。
- ・議会改革を補佐するために、事務局の機能として①調査機能の強化②法務機能の強化を図っている。①調査機能の強化…常任委員会や議員全員による研修に事務局も必ず同行し、先進地の議会運営の手法を視察し、調査機能の強化につなげる。②法務機能の強化・議員提案の政策条例制定に向けて、法制執務の研修などに積極的に参加し、政策立案のサポートに備える。また、上記のほか近隣の議会事務局と密な連携をとり、議会運営を円滑に進めることに努めている。
- ・議会内においての研修及び他団体主催の研修会等へ参加し資質向上を図っている。

③その他（議会基本条例への記載など）

- ・議会基本条例へ議会の機能の充実を図るため議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努める旨記載。

5) 議会の基礎データ (議員定数・女性議員数・事務局職員数)

(単位:人)

団体名	議員定数	女性議員数	事務局職員数
青森市	35	6	16
弘前市	28	2	11
八戸市	32	5	15
黒石市	16	3	6
五所川原市	26	1	6
十和田市	22	1	6
三沢市	18	2	6
むつ市	26	3	6
つがる市	20	2	5
平川市	20	3	5
平内町	14	1	3
今別町	7	0	2
蓬田村	8	0	2
外ヶ浜町	11	0	2
鱒ヶ沢町	12	1	3
深浦町	12	1	2
西目屋村	6	1	2
藤崎町	14	1	3
大鱒町	12	0	3
田舎館村	8	0	2
板柳町	12	1	2
鶴田町	12	1	2
中泊町	15	0	2
野辺地町	12	0	3
七戸町	16	1	3
六戸町	12	0	3
横浜町	10	0	2
東北町	16	0	3
六ヶ所村	18	0	4
おいらせ町	16	0	3
大間町	10	0	2
東通村	14	0	2
風間浦村	8	0	2
佐井村	8	0	2
三戸町	14	0	3
五戸町	18	0	3
田子町	10	0	3
南部町	16	1	3
階上町	14	0	2
新郷村	8	1	2
小計	606	38	157